



# 三重県公報

令和5年12月12日 (火)

第 473 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
59	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
<b>告 示</b>			
765	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	3
766	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	( 同 )	3
767	区画漁業の免許	( 水 産 資 源 管 理 課 )	3
768	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 県 土 整 備 総 務 課 )	3
<b>海 調 委 告 示</b>			
9	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	4
10	三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示	( 同 )	4
<b>公 告</b>			
	行政書士法の規定による行政処分	( 法 務 ・ 文 書 課 )	5
	同件	( 同 )	5
	土地改良区役員の退任の届出	( 農 地 調 整 課 )	6
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	8
	都市計画の変更案の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	8
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	8
	同件	( 同 )	9

規 則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十二日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第五十九号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一県土整備部住宅政策課の表第十六号の項中「(支払督促を含む。)等」を削る。

別表第二共通決裁事項(1)一般事務の表第二号の項第一号中「条例の制定改廃」を「条例の制定廃止」に改め、同項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2	条例の改正												
(1)	軽易なものを除く。	○											
(2)	軽易なものに限る。		○										

別表第二共通決裁事項(1)一般事務の表第二十一号の項中第一号を次のように改める。

1	訴え等の提起及び応訴に係る方針の決定												
(1)	地方自治法第180条第1項の規定により知事が専決処分することができるものであって、支払督促に係る訴えの提起			○									
(2)	(1)以外のもの	○											

別表第二共通決裁事項(3)契約の締結その他支出を伴う事務の表第七号の項を次のように改める。

7	工事請負費	5億円以上		3億円以上5億円未満		3億円未満		7,000万円以上3億円未満	7,000万円未満			知事の決裁を経た契約に係る変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部長の専決とする。
---	-------	-------	--	------------	--	-------	--	----------------	-----------	--	--	--

別表第二共通決裁事項(6)契約の締結その他支出を伴う事務（三重県流域下水道事業に限る。）の表第二十一号の項を次のように改める。

21	工事請負費（修繕工事を含む。）	5億円以上		3億円以上5億円未満		3億円未満		7,000万円以上3億円未満	7,000万円未満		知事の決裁を経た契約に係る変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部長の専決とする。
----	-----------------	-------	--	------------	--	-------	--	----------------	-----------	--	--

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

告 示

**三重県告示第 765 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	あかつき調剤薬局	四日市市中村町 771-1		薬局	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	みつばち薬局	員弁郡東員町大字穴太字茨原 2945-4		薬局	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	健やか薬局内五曲店	松阪市内五曲町 22		薬局	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	チェリー調剤薬局 あけの店	伊勢市小俣町明野 1102-9		薬局	令和 5 年 12 月 1 日

**三重県告示第 766 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	つげ薬局	伊賀市下柘植 字寺之後 1014-6	伊賀市下柘植 999-5		薬局	令和 5 年 11 月 1 日

**三重県告示第 767 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条の規定により、令和 5 年 11 月 30 日、区画漁業（魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業）を次のとおり免許しました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 三重海区漁場計画の公示番号  
令和 5 年三重県告示第 154 号及び第 626 号
- 2 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号  
別冊のとおり  
「別冊」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。
- 3 免許の内容等  
令和 5 年三重県告示第 154 号及び第 626 号のとおり

**三重県告示第 768 号**

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示  
 県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。  
 別表第 10 号の項（C）の欄中「第 14 条第 10 項」を「第 22 条第 10 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

**海 調 委 告 示****三重海区漁業調整委員会告示第9号**

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和5年12月12日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

**1 採捕の制限**

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であつて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

**2 承認の対象**

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

**3 承認の条件**

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとしします。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

**4 承認証の携帯**

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。

**5 報告書の提出**

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

**6 承認の取消し**

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。

**7 取扱要領**

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

**8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止**

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。

**9 適用除外**

市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。

**10 指示の有効期間**

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとします。

**三重海区漁業調整委員会告示第10号**

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和5年12月12日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

**1 天然種苗の活込尾数の制限**

次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
三重区第 1501 号	16 千尾
三重区第 1502 号 (漁場区域 2)	8 千尾
三重区第 1503 号	30 千尾

2 天然種苗の活込みをした数量の報告

1 の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）に報告しなければなりません。ただし、1 年当たりの活込みをした数量の合計が 1 に掲げる活込尾数の 8 割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から 3 日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間	月の末日	7 月 10 日まで
(2) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の 10 日まで
(3) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間	活込みをした日	当該日から 3 日以内

3 取扱要領

この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとします。

公 告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 14 条の規定により、次のとおり行政書士に対する行政処分を行いました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 処分年月日

令和 5 年 11 月 30 日

2 処分を受けた者

(1) 氏名

津坂 勝哉

(2) 事務所の所在地

三重県桑名市桜通 45 番地

(3) 登録番号

第 95212776 号

3 処分の内容

戒告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 14 条の規定により、次のとおり行政書士に対する行政処分を行いました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 処分年月日

令和 5 年 12 月 1 日

## 2 処分を受けた者

- (1) 氏名  
新谷 尚弘
- (2) 事務所の所在地  
三重県津市久居新町 1056 番地 1
- (3) 登録番号  
第 15211699 号

## 3 処分の内容

一月間の業務停止

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重用水土地改良区（四日市市平尾町大字大池 2765 番地の 3）

退任理事

員弁郡東員町大字八幡新田 224 番地

伊 藤 和 道

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区多気ほ場 1 号換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 1 月 16 日まで

## 3 縦覧の場所

多気町役場農林課（多気郡多気町相可 1600 番地）

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区多気ほ場 2 号換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 12 月 12 日

## 三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和5年12月13日から令和6年1月16日まで
- 3 縦覧の場所  
多気町役場農林課（多気郡多気町相可 1600 番地）

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場1号換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年12月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和5年12月13日から令和6年1月16日まで
- 3 縦覧の場所  
大台町役場建設課（多気郡大台町佐原 750 番地）

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場3号換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年12月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和5年12月13日から令和6年1月16日まで
- 3 縦覧の場所  
大台町役場建設課（多気郡大台町佐原 750 番地）

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場4号換地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

で、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 1 月 16 日まで
- 3 縦覧の場所  
大台町役場建設課（多気郡大台町佐原 750 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 11 月 27 日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
いなべ市大安町丹生川上及び同市大安町丹生川久下

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類  
四日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課及び四日市市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和 5 年 12 月 12 日から同月 26 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 12 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 11 月 30 日	多気郡明和町大字明星字前 3586 ほか 2 筆	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社



		代表取締役 東村 直哉
令和5年 12月1日	三重郡川越町大字当新田字居屋敷 141-3 ほか1筆	四日市市東日野町 1764 坂下 善次
令和5年 12月4日	伊勢市小俣町新村 343-1 ほか2筆	松阪市小片野町 960-1 株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年12月12日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 12月4日	伊勢市神薮町字見ノ越 896 ほか11筆ほか	伊勢市宇治中之切町 26 株式会社赤福 代表取締役 濱田 勝子

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>